

# 指定訪問介護事業

## 1. 事業所の概要

- (1) 事業所名称 社会福祉法人精華町社会福祉協議会  
(2) 所在地 京都府相楽郡精華町南稲八妻砂留22番地1  
(3) 事業者番号 2671400089  
(4) 提供地域 精華町  
(5) 指定年月日 平成12年4月1日

## 2. 同事業所の職員体制

- (1) 管理者 1名 (事務局長)  
(2) サービス提供責任者 4名 (介護福祉士)  
(3) 訪問介護員 16名 (介護福祉士、介護職員初任者研修 (旧ヘルパー2級) 修了者)

## 3. 営業時間等

営業日時 365日・午前7時30分から午後10時まで

## 4. サービス内容

【要介護者に対する訪問介護サービス】

- (1) 身体介護 (食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位交換など)  
(2) 生活援助 (買い物・調理・掃除・洗濯など)

## 5. 利用料金等

- (1) 利用料 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割又は2割・3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は全額自己負担となります。

【要介護者に対する訪問介護基本料金】

内容	20分~30分未満	30分~1時間未満	1時間~1時間30分未満	1時間30分~2時間未満
身体介護	2,930円	4,640円	6,800円	7,790円
内容	20分~45分未満	45分以上	介護職員等処遇改善加算 (I)	料金の24.5%
生活援助	2,150円	2,640円	地域加算 (6級地)	料金の4.2%

※基本料金に対して、早朝 (午前7時30分~午前8時) と夜間帯 (午後6時~午後10時) 帯は25%増しとなります。

※基本料金に対して、特定事業所加算 (I) の料金が含まれています。

## 6. 個人情報の取り扱い

業務上知り得た利用者等の個人情報は、本会が定める「個人情報保護規程」に基づいて、適切に管理します。

また、訪問介護等事業を行う上で、本会の担当者が業務上知り得た利用者等の個人情報は、利用者の同意を得ることなく他の目的 (事業) に利用することはありません。

## 7. サービスに関する苦情等

- (1) 当事業所の相談・苦情担当 在宅介護課 訪問介護係長：杉山 世津子  
(電話) 0774-98-3526  
(2) 本会以外の相談・苦情窓口 精華町 健康福祉環境部 高齢福祉課 高齢介護係  
(電話) 0774-95-1932  
京都府社会福祉協議会 運営適正化委員会  
(電話) 075-252-2152  
京都府国民健康保険団体連合会  
(電話) 075-354-9050

社会福祉法人精華町社会福祉協議会